

食料品製造業の労働災害の現状

横浜北労働基準監督署では、第13次労働災害防止推進計画（以下、13次防という。）において、食料品製造業が製造業における労働災害件数に占める割合が高いこと等から、食料品製造業を重点対策業種として位置づけています。

横浜北労働基準監督署管轄内の食料品製造業に係る労働災害（休業4日以上）の現状と過去データとの比較等は以下のとおりです。

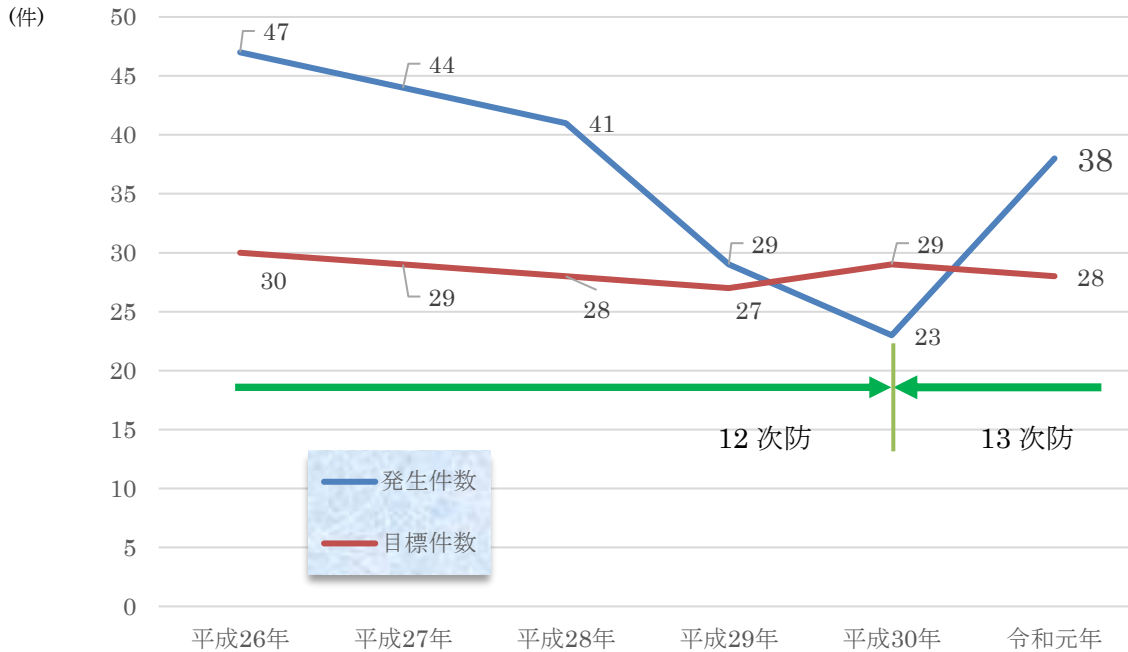


図-1 発生件数の推移

図-1は、平成26年から令和元年までの労働災害発生件数をまとめたものです。13次防の初年は目標件数より6件少ない発生件数でしたが、令和元年は急増し目標件数より10件多い件数となっており、極めて憂慮すべき事態となっています。また、図中では示していませんが、製造業の中ではワーストの発生件数となっています。

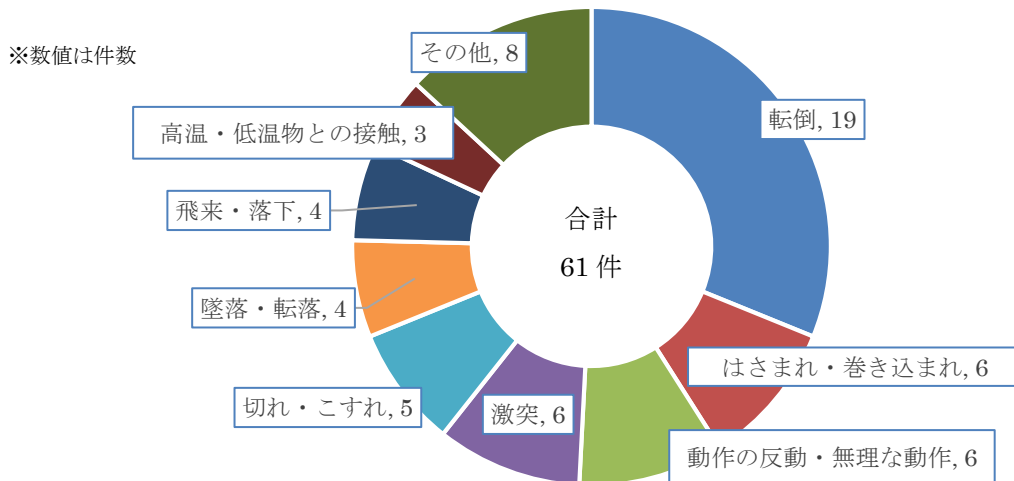


図-2 事故の型別発生件数

図-2は、13次防の労働災害を事故の型別でまとめたものです。最も多くを占める事故の型は「**転倒**」であり、次いで「**はさまれ・巻き込まれ**」、「**動作の反動・無理な動作**」、「**激突**」となっています。「**はさまれ・巻き込まれ**」では、身体の一部を損傷する災害が発生しています。職場巡視などで「**はさまれ・巻き込まれ**」の危険源が無いか確認し、必要に応じて改善措置を講じてください。

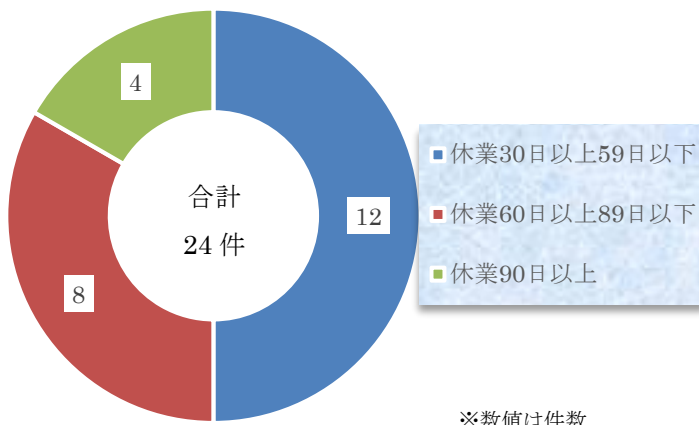


図-3 13次防中の休業日数別

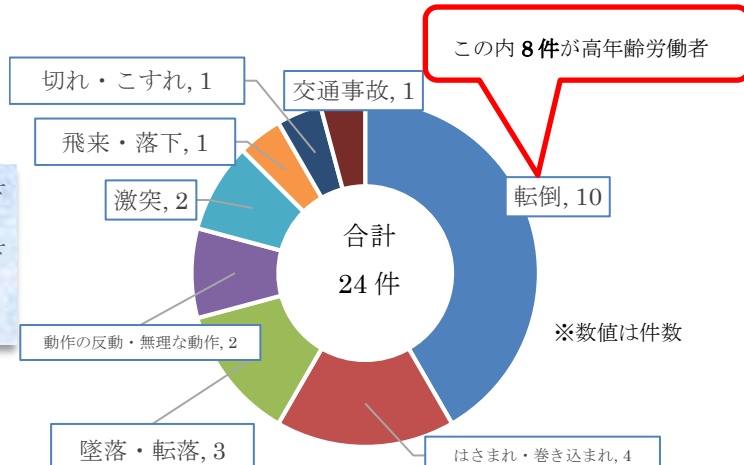


図-4 13次防中の休業30日以上事故の型

図-3は、13次防中の休業30日以上要する労働災害を休業日数別にまとめたものです。全体の約39%（61件中24件）が休業30日以上となっています。そのうち、休業60日以上を要する災害が50%を占めています。

図-4は、13次防中の休業30日以上を要する労働災害を事故の型別にまとめたものです。「転倒」が最も多く全体の約42%です。この内、**高齢労働者（50歳以上）は8件で80%**でした。

前述のような状況を踏まえ、事業場においては、引き続き次のような取組みをお願いします。

- ① 転倒災害については増加傾向に対処するため、神奈川県労働局・県内労働基準監督署では「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」として各種取組みを実施しています。各事業場においても当プロジェクトの趣旨をご理解いただき、転倒災害防止に向けた取組みを実施していただきますようお願いいたします。
- ② 食品加工用機械を起因物として発生している労働災害は、身体の一部を損傷するものが少なくありません。平成25年10月1日から施行されている改正労働安全衛生規則の食品加工用機械に係る事項について改めてご確認いただき、必要に応じて改善措置を講じてください。
- ③ 食品加工用機械及び食品包装用機械については、災害防止対策のガイドラインが策定されていますので、これを参考として災害防止を図ってください。（平成7年4月7日付け基発第220号の2）
- ④ 高齢労働者の災害発生件数の割合が高いことから、年齢・個人差に配慮した仕事の内容・強度・時間等の調整を行ってください。
- ⑤ 切れ・こすれは、その多くが包丁などの手工具を使用している際によるものです。再発防止対策として、安全衛生教育を再度実施するなど、作業者の意識に訴えかけるものがほとんどですが、それ以外の対策として切創防止用の手袋を再発防止対策として採用しているケースは多くありません。**切創防止用手袋の着用を一つの対策として検討してください。**
- ⑥ 職場に潜む危険などを視覚的にとらえるための可視化（見える化）を推進し、効果的な安全活動に努めてください。
- ⑦ ロールボックスパレットなどでの運搬作業では、安全な作業手順を確立し関係労働者に教育等してください。

参考となるパンフレット等（厚生労働省HP、神奈川県労働局HPに掲載しています）

- ① 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」（リーフレット）、② 「STOP！転倒災害プロジェクト」（リーフレット）、③ ころばNICE かながわ体操（リーフレット、動画）、④ 「平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されます」（パンフレット）、⑤ 「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル～チェックリストと職場改善事項～」（パンフレット）、⑥ 「見える化で作業の安全を！」（パンフレット）、⑦ 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル」（令和2年6月作成）